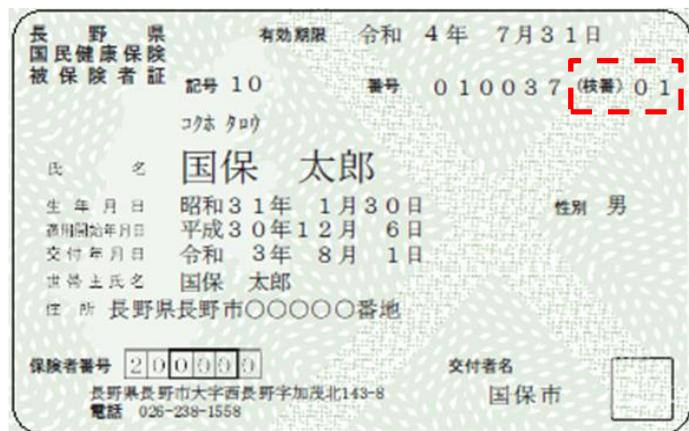


## 《保険医療機関及び保険薬局の皆さまへ》

令和3年8月1日から枝番の付いた新しい**市町村国保**の被保険者証（兼高齢受給者証）が交付されておりますが、令和3年8月診療分の電子レセプトの請求においては、枝番を記録する必要はありません。  
令和3年9月診療分以降より記録をお願いいたします。

記載（記録）例は以下のとおり

### 【被保険者証の記載例】



### 【レセプトへの記録例】

正

「記号」項目の記録 … 1 0

「番号」項目の記録 … 0 1 0 0 3 7

「枝番」項目の記録 … 令和3年8月診療分まで不要（又は 0 1）  
令和3年9月診療分以降 0 1

誤

「記号」項目の記録 … 1 0

「番号」項目の記録 … 0 1 0 0 3 7 0 1